

審議会会議録

審議会等の名称	第3回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和4年3月15日(火曜日) 午後7時00分から9時15分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1)まちづくり基本条例の見直しについて (2)中間支援組織について (3)その他
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 大塚崇斗、北川康秀、澤田 誠、辻 正益、豊田英二、 永井恵子、野村 喬、広瀬博敏、渡邊昭博 【欠席委員】 岩菅和生、所 仁史、辻 正益、永井恵子、森 大智 若園永鐘
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>会長あいさつ</u> <u>企画部長あいさつ</u>

【審議案件】

(1)まちづくり基本条例の見直しについて

会長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 「まちづくり基本条例の見直し」について資料に基づき説明)

会長 前回の委員会において、ご審議いただく中で、案①+案②の方向性で事務局にて取りまとめをお願いしていたところですが、今回の事務局(案)を提出するにあたり、行政の幹部で構成される「きずな会議」においてもご審議をいただいた内容になっていることですので、本日は、皆様に事前にお配りした(案)をベースにご審議いただきたいと思います。

委員 行政の「きずな会議」の中で、子どもファーストのメッセージを前面に押し出した案③の章立てにすることの意見はなかったのでしょうか。

事務局 「きずな会議」においては、案③の章立てに賛成する意見もありましたが、全体のバランスを考慮するうえで強すぎるのではないかという意見が大勢でありました。まちづくり基本条例は、市の憲法的な扱いであり、今回の改正の趣旨としては、子どもの権利保障、参画機会の保障を明記することであり、章立て以外の方法でよいのではないかという意見が多数でした。また、実施していくうえで子どもの具体的な参画の方法を考えることが大切ではないかという意見もありました。

委員 子どもの参画というと具体的にどのような方法があるのか。

委員 小中学校の学校運営推進委員会に参加している関係で、学校と地域の協働を考える機会があり、ハリヨの生態や米作り、福祉を学ぶ授業があり地域と連携して実施されています。また、中学生との交流の場を設け、公園の設置等、子どもたちの意見を吸い上げる中で校区の意見として市へ要望する等しております。

委員 地域のボランティアとして行われていることはわかりましたが、市(行政)が率先してできることを考えてほしい。

委員 市から補助をいただいて実施しています。

会長 具体的な方法については、条例改正後の課題になってくるのではないかと思います。県の事業で「ふるさと学習」というものがありますが、子ども目線でふるさとをもっと良くしようという取り組みもあり、学校や子どもを核とした地域づくりという動きもあります。

また、「地域学校協働活動」というものもあります。地域で子どもたちを地域ぐるみで育てるとともに、大人と子どもが交流する中で地域の絆を深めて、地域を良くしていこうという動きもあります。そこで、子どもたち自身が課題を見つけ、何ができるかを自分で考え、その力を培っていく中で、子ども達、そして地域がより良い方向に進んでいき、結果、子どもたちの参画が進むのでは

ないかと思えます。市としては、子どもの参画について明記することが今回改正するうえで一歩進んだのではないかと思えます。

委員 参画の方法については、ワークショップ等のできるのではないかと思えます。今後、市民への周知を徐々に進めていく中でより良いまちづくりを進めていけばよいのではないか。

会長 改正後の市民への周知が一番大事ではないかと思えます。

委員 瑞穂市まちづくり基本条例の逐条解説における表現はどうなるのか。

事務局 条文の文言を補完する役割であり、市民への周知をする際には、逐条解説がメインになってくるものと思われま。次世代の育成等、直接条文の中に明記しなくても解釈の中で思いを込めることも可能だと考えています。

委員 もう少し具体的に明記してほしい。例えば、子どもの参画における費用負担をできるだけ抑える等、明記してほしい。いろいろ企画するにあたり会場使用料が大きな負担になっている。

事務局 条文では明記できないが逐条解説の中では明記する方向で調整します。

会長 適切な支援をする中で子どもの自律自走を促していくという方向性が大切になってくるのではないかと思えます。参画のしやすい環境の文言を分かりやすく工夫していただきたいと思えます。

委員 逐条解説は、市民の皆さんにも配布するのか。市の職員には、ぜひ配布してほしい。

事務局 まちづくり基本条例の認知度が低いのは今回の審議会で認識しており、市民への周知をする際には、できるだけわかりやすく説明する資料としては有意義であると考えています。最終的な答申をする際は、市民への周知の方法等についても何らかの形で加えたいと考えております。市職員のまちづくり基本条例の研修については、今年度より新人職員を対象とした研修を始め、次年度以降も引き続き実施していく中で浸透させていく予定です。

委員 シビックプライド(市に対する市民の誇り。郷土愛)の観点からも、逐条解説の中に次世代育成を踏まえた表現を入れてほしい。

会長 基本的な考え方としては、子どもの参画、権利保障ということで案①の基本理念追加+案②の条建て改正を追加するという形でまとめていただき、パブリックコメントの意見を踏まえ再度、次回の会議でまとめていくという方向でよろしいでしょうか。

委員 子どもの定義は明確にしなくてよいか。

事務局 条文の中にはあえて明記する予定はないです。逐条解説の中でどう表現していくかを検討していくことになると思えます。

委員 逐条解説の中では入れた方がわかりやすいと思います。

会長 第4条の逐条解説の中で明記するという方向で調整してください。

委員 子どもが年齢に応じてという表現は、子どものくせにというふうには感じられないような表現はできないか。

委員 「子どもが年齢に応じた」を「子どもの年齢に応じた」にしてはどうか。

会長 それでは、本日の内容を踏まえて、パブリックコメントを進めてください。事務局よりパブリックコメントの日程等を含めて次年度以降のスケジュールの説明をお願いします。

(事務局 「まちづくり基本条例推進委員会の開催状況と条例改正に向けた動き」、「瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例(案)への意見募集」について資料に基づき説明)

会長 ありがとうございます。今、説明いただいた日程を軸に進めていきたいと思います。それでは、(2)中間支援組織について事務局より説明願います。

(事務局 「資料2「中間支援組織」について説明)

会長 本日は、他市町の事例を見ながら、中間支援組織についてのフリートキングの形をとりたいと思います。中間支援組織の考え方は、市町によっていろいろな形があると思います。どの形が瑞穂市にとって良いのかを考えてみたいと思います。極端な話、行政がその機能を果たすということも考えられます。瑞穂市の場合、市民協働安全課が担うことになると思いますが、人事異動等でノウハウが蓄積されにくい等の問題もあります。また、福祉の増進という面から社会福祉協議会が担うということも考えられるのではないのでしょうか。少なくとも中間支援組織的な機能は、どこかにあっていいのではないかと思います。皆さんどうでしょうか。

委員 瑞穂市では地区社協を推進し、福祉部門において行政と市民を繋ぐコーディネートをしています。多分野に渡るコーディネートができるのか分野ごとに精査していく必要があると思います。

委員 恵那市のイメージが瑞穂市に近いのではないかと。瑞穂市型中間支援組織は、何を求めていくのが大切か。行政側が描くイメージはどういうものなのか。

事務局 市としての具体的なイメージは持っていません。現段階としては、市民協働安全課が中間支援組織を担っている形になっています。あえて例を出すと関市の場合、行政と各種団体を繋ぐ中間支援組織をNPO法人が担っており、校区活動や自治会の講師の派遣等も含めた支援を行っており、資料でいうと草津市のようなイメージができればいいかなと思います。

	<p>委員 草津市のイメージがしっくりくるのではないかと。また、優秀な人材の確保、育成が不可欠になるのかと思います。</p> <p>委員 財源とかはどうなっているのか。市としてはどう考えているのか。</p> <p>事務局 中間支援組織を担うようなNPOが出てこれば、他市町の例を見ながら内容にあった財源を確保していく必要は感じております。</p> <p>会長 財源については、行政からの委託金や補助金はもちろんですが、会員の会費等で担っているNPOもあります。</p> <p>委員 瑞穂市には5つの小学校区の連合会がありますが足並みは揃っていないのが実状です。行政から「補助金をあげるからやってください。」と言われても正直やる気になれない。人材にしても、自治会長の多くが1年、2年で変わってしまいノウハウは蓄積されず、先に進めない。中間支援組織があれば、いろいろな相談もでき、ノウハウも蓄積されていくのではないかと思います。</p> <p>会長 どういう形にするかは別として、ノウハウの蓄積、団体間の調整等、行政とのワンクッションという面でも必要であるという認識は一致していると思います。今後、身近な中間支援組織を視察したり、この会議に来ていただき話を聴く機会を設ける等できればいいと思います。本日は、以上となります。</p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市 企画部 市民協働安全課</p> <p>TEL 058-327-4130</p> <p>FAX 058-327-7414</p> <p>e-mail siminky@city.mizuho.lg.jp</p>